

措置通知書

教育委員会 白南風幼稚園

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 財産管理事務</p> <p>① 物品において、現品と物品管理台帳が照合できず適切な管理及び保管をしていないものがあった。</p>	<p>佐世保市立学校物品会計規則第10条で、「学校長等は、保管中の物品を他の市立学校等に移す（以下「保管転換」という。）ときは、物品保管転換書により総務課長に報告し、承認を受けなければならない。」と規定されている事務において、現物とは異なる備品の保管転換処理を行っていたものです。</p> <p>当該備品については、定期監査終了後適正な処理を行いました。</p> <p>また備品台帳と現品の照合を行い、台帳を整理するとともに、備品の管理について適正に事務処理を行うよう周知徹底しました。</p>